

淀川水系 流域委員会

住民参加部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

No.5

2003年9月発行

平成15年5月27日(火)第5回住民参加部会
が開かれました。

CONTENTS

- 第5回住民参加部会の内容……………1
- 第5回住民参加部会の資料より抜粋……8
- これまで開催された会議等について……11
- 住民参加部会委員リスト……………12
- 配付資料リスト……………13
- 配付資料及び提言の閲覧・入手方法・
ご意見受付……………14



第5回住民参加部会の内容

委員会、他部会の状況報告が行われたあと、一般意見の聴取反映方法に関する提言についての意見交換が行われました。その後、「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」に関して意見交換が行われました。



第5回住民参加部会 結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時：2003年5月27日(火) 15:00～18:40

場所：カラスマプラザ21 8階 大ホール

参加者数：委員11名、河川管理者16名、一般傍聴者55名

1 決定事項

- 各委員は、淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）（以下、説明資料（第1稿））への部会としての意見に追加・修正すべき内容を6月4日(水)までに庶務に提出する。
- 住民参加に関する他部会や委員会での意見も、住民参加部会からの第1稿への意見に取り入れる。委員は、他部会や委員会からの意見の中で「これは入れるべきでない」というものがあれば、上記と併せて提出する。
- 上記の委員からの意見およびこれまでの部会・委員会での意見のとりまとめを、庶務より6月9日(月)に部会委員に送付する。
- 各委員は6月9日に送付予定の意見のとりまとめに対する修正意見を6月12日(木)までに庶務に提出する。
- 部会長、部会長代理は委員からの意見をもとにして意見のとりまとめの最終修正を行い、第22回委員会（6/20開催予定）にて報告する。

2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに委員会や他部会の状況等について説明が行われた。

「説明資料（第1稿）」および「具体的な整備内容シート（第1稿）」についての意見交換

i) 議論の進め方について

部会長より、資料2-1「住民参加部会のこれまでの議論とりまとめ案」をもとに本日説明資料（第1稿）に関する意見交換を一通り終え、6/20の委員会に提出する部会からの意見をまとめたいとの提案があり、上記「1 決定事項」の通り進めることとなった。

ii) 委員会および他部会の議論内容について

資料2-2「住民参加に関する委員会・他部会での意見」をもとに委員会や他部会で議論された住民参加に関わる内容について説明が行われ、その後部会長の提案で上記「1 決定事項」の通り決定した。

iii) 意見交換

資料2-1「住民参加部会のこれまでの議論とりまとめ案」をもとに、これまで部会で議論されていない説明資料（第1稿）の内容（環境、治水、利水、利用、ダム）について意見交換が行われた。主な意見については「4 主な意見」を参照。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者2名より「5/25の琵琶湖部会一般意見聴取試行の会（若者討論会）で提案をした。結果を他の部会や委員会などでまた議論してほしい」「住民の本音を聴く仕組みが必要/身近な水質検査をしたいと思っているが、やり方を教えてくれる所がない」等の発言があった。

3 その他

- 第6回住民参加部会の日程については、委員会、他部会の状況等を踏まえ後日調整する。
- 河川管理者より「対話集会を早急に行いたい、重要なキーポイントとなるファシリテーターとして適切な方が思い当たらないので、具体的な個人名でなくても構わないので、ご意見を伺いたい。また、テーマについては、『狭窄部開削の当面未着手』、『河川敷におけるグラウンドの問題』、『川上ダム、余野川ダム、大戸川ダム、丹生ダム、天ヶ瀬ダム再開発の調査検討』、『水供給管理から水需要管理への転換』の4つを考えているが、ご意見を伺いたい」との要望があり、部会終了後、委員と河川管理者で意見交換が行われた。さらに意見が必要な場合には、河川管理者に要望を整理していただき、次回運営会議にて委員会としての対応方法について検討することとなった。

4 主な意見

「説明資料（第1稿）」および「具体的な整備内容シート（第1稿）」についての意見交換進め方について

- 説明資料（第1稿）には様々な委員会や協議会等が記載されているが、これらの位置づけについてまず共通のコンセンサスをとった上で個別に検討した方がいいのではないか。項目を全て残さず議論したいので、項目ごとに順番に進めていきたい。その際個別の内容に関わって全体的な意見を言ってもらえればよい。（部会長）

全体に関わる部分

- 提言は総括的に書いているが、河川管理者は自分達の河川管理業務を想定して述べているので合わない部分が出てきている。そこに留意して、提言の理念が活かされているか、またはどう活かすべきかをより具体的に詰めていくべき。
- 住民との連携は、計画の策定時においてもその後の実施段階においても一緒にやっていくということだと思う。先日のダムの説明では、見直しに1、2年という数字が言われていたが、その数字は例えば委員会の環境の専門の委員などに環境への影響調査にかかる期間を聞いた上で出た数字ではなかったと思う。まだ行政だけで何でもやっていこうという意識が根強いように感じるが、それを変えないと住民との連携は進まない。
この住民参加部会では、今まで行政が管理してきた河川行政をどれだけ住民自治に移行していかけるかを議論している。河川管理者も、今までの河川の管理という考え方から住民自治を活かした管理、或いは改善といった考え方に転換すべきである。
- 様々な協議会は、問題点を協議するだけでなく、どのように持続的に住民の声を聴き続け、またそれを計画等に反映させるかということを協議項目の一つにすべき。
淀川水系流域委員会の提言の理念や精神、考え方がここで述べられている各種の委員会や協議会

にどこまで受け継がれるか心配している。河川管理者はどのように考えているのか。

各種委員会等で行われている協議の内容や状況、その決定を、また、協議がうまく進まない場合には問題点を、この流域委員会に報告し、助言をしていただきたいと考えている。(河川管理者)

- ・官民一体の人のネットワークが基本と思う。平常から意見交換し問題点を確認しあうこと、そしてそれを次の世代につなげることが大切だ。各地で組織を動かしている人たちをどう横でつないでいくかが課題である。

協議会や委員会に住民の代表を入れるだけでなく、関係住民が誰でも参加できる開かれた流域フォーラムのようなものが協議会等と並列して設置されることで住民参加は機能するのではないか。

環境分野

- ・5.2.4の水質管理協議会の設立の項で、「住民代表」と書かれているが、この場合の住民とはどのようなことを考えているのか。また、積極的な住民参加という言葉も書かれているが、5.1.2では住民との連携・協働という言葉が使われており、参加と協働では内容が違う。

これまで流域の水質管理協議会では関係自治体等だけで水質管理をやっていたが、なかなか浄化が進んでいない。そこで、住民の協力を得てやっていく必要があると考え、住民が参加できる仕組みとして、この協議会に住民の代表の方に入ってもらっていただくことを考えている。(河川管理者)

既存の組織に住民代表を入れるだけで実際に住民参加として機能するかは疑問である。協議会に住民の代表を入れるだけでなく、公聴会やヒアリング等を実施して住民と積極的に連絡をとり、住民と相談しながらやっていくことが必要。

地域の人たちにとって、川が汚いかきれいかというのは水の透明度や生き物がいる等の視覚的情報が大きく影響しており、CODやBODという行政や研究者の指標とは違った認識の仕方がある。人々に関心をもってもらうきっかけや情報がどのようなものかについて部会から具体的に提言することも大事だ。

琵琶湖辺で蚩を取り戻そうという試みをしているが、これには水質も生態系も含まれている。水質や生態系をよくしましょうというより、蚩がたくさんいる川を取り戻そうという方が住民には入りやすい。地域の人がイメージを持てるような呼びかけが大事であり、そのようなやり方を工夫してほしい。

住民が積極的に何かやろうとするためにはビジョンが必要である。参加することでこのように良くなるという直感、あるいは確信がなければ動かない。淀川水系の環境回復を協議するような場にして、そこを出発点にして水質を協議するという流れにしないと、このままではきちんとした住民参加はできないのではないか。

現状では項目ごとに縦割りの協議会が考えられているが、住民は縦割りではないので、縦割りでない参加の仕組みを考えるべき。

河川管理者でできることの範囲内で計画をつくっているのですがこのような縦割りの住民参加になる。提言で出された河川環境自然再生化計画のようなものをわかりやすい指標で示して、河川管理者が音頭をとって省庁も住民も参加してそれに向かって皆で考えるような大きな場を考えてはどうか。まずは学識経験者を含む検討会という形でも良いと思う。

5.2.4の4)にある水質事故の防止・対処については、原因が事業者であることが多く対処は行政にしかできないこともある。しかし住民が異変に気づくことからその早期発見が可能になるので、地元の人々の目や五感を取り込むことが大事である。もう一つの汚濁原因である面源負荷については、住民や自治体の意識を変えていく必要があり、ただ協議会に住民の代表を入れてその中

で語るだけでは不十分である。子どもや主婦などが楽しみながら、環境保全に貢献しているという実感を得ながらできるような切り口を見つけなければならない。一方で、正確なデータをとろうとするとそれなりの体制とお金がかかるので、その支援体制や助成制度等があることが望ましい。

河川管理者は、河川を流域としてとらえず、もっと広い面として捉え、川に関わる間接的な行動にも目を向けて、そこにいかに住民が関わっていくべきか、という視点から見て欲しい。(部会長)

- ・様々な箇所に出てきているモニタリングやアセスメントには、全て住民の参加が必要である。資料2-2のP4に環境・利用部会で出た意見として「モニタリングには、一企業であるコンサルタント会社だけではなく、生物のことをよく知っている団体や流域の住民が参加して実施していく必要がある」とあるが、生物について詳しい住民だけが参加できるのではなく、誰でも参加できるという新しい考え方を浸透させるべき。その方法や仕組みをつくっていかなければならない。また、モニタリングをして絶滅危惧種が見つかった場合、結局それを移植して終わりになりがちだが、大事なのはその生育環境なので、種だけ移植しても意味はない。

住民側に継続性があるかということを開発側、河川管理者側は気にしているのではないか。その意味では、住民は継続的に関わるべく努力すべきである。あるいはそのためのシステムを考えなければならない。(部会長)

- ・アメリカでは、たとえば水質の改善計画が詳細に書かれたプログラムが存在し、年間でこれだけ回復する、そのためにこのような作業をする、ということが書かれていて、その手法について住民参加で意見を聴くようになっている。その場合、例えば4つ程代替案があり、それぞれについて環境アセスメント、費用便益分析をした上で住民の意見が聴かれるので、住民も判断がしやすい。計画という概念についてどう考えるのか、水質改善のために単なる組織を考えるのか、アメリカの例のような実行プログラムを考えるのが問題になる。

治水分野

- ・ダムの説明には代替案の説明もあったが、治水の部分ではそれがない。代替案の検討はあったのか。今回堤防強化を一つの柱としているが、従前の考え方では不十分であったのでこのようになった、という説明をさせていただいた。この従前の考え方というのはある意味代替案であったと理解しているが、まだその他の代替案もあるので、それについては整備内容シートを充実させて示していきたい。(河川管理者)

専門家でない住民は一つの案だけ出されても意見が言いにくい、いくつかの代替案があって比較すると言いやすくなる。また、説明の際に急にパワーポイントを見せられるより、計画書の中で代替案を書いて説明している方が意見を言いやすい。

説明資料と整備内容シートの両方を使って住民の方々に説明していく考えであり、代替案が考えられるものについては整備内容シートの方に記載していきたい。(河川管理者)

- ・治水・防災に関しては、河川レンジャーのことが出てきていないが、中間とりまとめで出していた河川レンジャーの役割の半分は治水・防災に関することである。第1稿では計画策定のところに主に河川環境や環境学習という役割で記されているだけだが、この河川レンジャーや流域センターの位置づけについて再考してもらいたい。

説明資料(第1稿)では環境学習について触れているだけだが、この役割だけではないと考えており、第2稿では具体的にどのような方々にどのような事をお願いするかを記載すべく現在詰めているところである。(河川管理者)

中間とりまとめに採用された河川レンジャーについての内容を加筆修正したものを資料2-1補足の2頁以降に載せているので、もう一度委員も含めてよく読んで考えていただきたい。資料2-1補足に記していることだが、河川レンジャーや流域センター設置検討会といったものをつくり、そこで具体化に向けた検討をしてはどうか。河川レンジャーの養成や処遇等についても考える必要がある。委員会の委員だけでなくオープンでこの検討会を行い、皆で考えて具現していきたいと考えている。

上記の意見については、部会の意見としても出すが、それを待たずにできれば6/20の委員会で出される予定の第2稿に反映していただきたい。(部会長)

この資料2-1補足に書かれている内容はビジョンとして大切だが、実態を調査することも必要だ。既に水防団がある、あるいは自治会の中に堤防委員がいる等があれば、それをうまく活かして流域センターにもっていくべき。水害の知恵も調査して残すことができる。調査はデータよりもプロセスが重要であり、調査に関わる中で本気になる人が出てきて河川レンジャーの主体になっていくという過程があることが大事だ。それをソフトのプログラムとして組んでほしい。

河川レンジャー制度の運用をどのくらいの細かさでやるのか、ということまできっちり詰める必要がある。また、防災に関してだが、地域の災害の記憶は完全に断絶していることが多い。消防訓練のように、学校と連携して、地元を良く知る水防団の人に話をしてもらおう等を検討してほしい。

- ・現在の河川では、ゴルフやバーベキューなどができるため、「恐ろしい」という観念はなくなっている。そのような住民の認識を招いたことに対し反省の言葉が整備計画にあるべきではないか。

利水分野

- ・治水もそうだが、利水は加害者と被害者の関係がはっきりしており、論点もはっきりしている。その論点を徹底的に議論できる仕組みをつくらなければならない。また、ダムについて治水でも利水でも何も記載されていないが、それぞれに関する部分を明確にしないと議論ができない。利水については、精査確認のやり方からその結論までを示した上で、関係住民と行政、自治体との議論の場をつくるべき。

- ・5.4の(3)で、農業用水の慣行水利権について法定化の促進と書かれているが、慣行水利権は農地が減ればそれだけ水を取る権利は減るというものである。したがって、法定化しなくても用途間転用は認められるはずであるが、この点に誤解があるのではないか。

慣行水利権については、おっしゃられた通りで誤解はないと思う。ただ、田んぼの水を考えており、冬場に使っていない慣行水利権をどう転用するかがネックとなっている。これについては、維持用水として必要な部分は転用できない等の問題があり、現在、実態の把握に努めているところである。(河川管理者)

- ・蛇口の向こうにあるのは水道局でなく川であり、自分達が流した水も川に行くことを住民に意識させ、渇水対策や水需要の抑制に参加させる取り組みが重要だ。河川レンジャーはこのような取り組みもすべき。

利用分野

- ・5.5.1の淀川水面利用協議会のところには、住民の参加について書かれていない。既存の淀川水面利用協議会には住民の代表が入っているのかもしれないが、そうであるならどのような方が入っているのか知りたい。また、協議会を通して住民参加をするということなら、その活動過程でどのような住民参加が行われるべきかをここにに入れるべき。

既存の組織に住民がどのような形で参加しているのか、今はわかりかねるので、確認してまた報告する。(河川管理者)

- ・水面利用協議会と河川利用委員会の関係はどうなるのか。また、地域毎に河川利用委員会を設置し、案件毎に意見を聴くということだが、その際公園の付近の人の意見だけでなく、自然保護団体の意見も聴く等が必要ではないか。

水面利用は水上でマリンスポーツ等を行う利用、河川利用は河川敷の利用として区別している。河川利用委員会は、利用の申請が出された際にその是非を検討するものであるが、環境、都市計画の専門家の方々や流域の自治会の方に参加して頂き、申請者と河川管理者は入らず委員会が住民に意見を聴く形を考えている。このことについては第2稿でまた委員会に諮りたい。前回"保全"がないという意見があったので、名称の変更も考えている。(河川管理者)

- ・グラウンド等をつくって防災の気持ちさえ失わせたと反省に基づくなら、4.5.2の(1)の最後の4行「しかしながら、一方では、住民や自治体等からはグラウンド等のスポーツ施設に対する要望が強いため、河川敷の利用についてはこの案件毎に、学識経験者、沿川自治体等関係機関や地域住民等の意見を聴き、判断することとする」は削除すべき。そうしないと住民参加の水質モニタリングや環境のモニタリング、アセスが活きてこない。

その部分は環境面から見た利用、あるいは狭い日本の土地利用の問題としてなど、幾つかの議論があると思うので、河川管理者に判断してもらわなければならない。その結果出た第2稿に対して、また意見を言ってもらいたい。(部会長)

ダム

- ・ダムについては、資料2-1P38の<検討の論点>についてもこれでよいか検討してほしい。(部会長)
- ・利水目的が治水目的に、そして環境保全目的に、とダムの必要性の根拠がころころ変わることに、住民は不信感を抱く。必要性を誰がどう決めるのか、という疑問が出てくる。また、これまで水の使い捨てが社会が構造的につくられてきたが、水は使いまわせば10が100にもなる。このことも考慮し、水政策や水哲学がこのダム議論の中に入ると、社会の信頼も少しは得られるのではないか。
- ・先日のダムの説明で代替案の説明もされていたが、その代替案の説明のプロセスが簡単すぎて納得できるものではなかった。また、費用効果分析は出されていたが、費用便益分析も必要である。費用効果分析では、既に投入された用地買収費や工事費は算入されていない一方で、代替案の方は新たにかかる費用を出して分析していた。ダムの寿命による償却費等の説明もなかった。環境に対する影響については、ダムをつくるとこれだけ環境に良いという説明はあったが環境に悪い面の方はあまり説明されなかった。もう少し公平で丁寧な、客観的に判断できるような説明がないと誘導のようになる。
- ・川上ダムの見直し案の説明で、これまでの経緯から地元の合意を得るのは不可能である、と想像で簡単に決め付けていた。少なくとも住民の意見を聴いてから、その結果、やはり難しい、という表現にすべきだと思う。(部会長)
- ・全てのダムが見直し、検討になるとの説明があったが、その際河川管理者が見直すだけでなく、住民が参画して一緒に見直すことが必要だ。
- ・精査確認ができていない状態で、既設ダムの目的を変更してまで新設ダムを推進しようというのはおかしい。また、ダムの建設コストについては住民によく説明し、それだけのコストをかける必要性を納得してもらえようでなければならない。
- ・ダムの場合、既に技術が確定していてプロセスが見えているが、例えば遊水地は目に見えないと

ころでの地道な苦勞の結果つくられてきた。住民参加は行政組織の中で評価されずしんどいと感じているが、それは努力した成果が見える、物ができたということを好む日本社会の価値観に問題がある。目に見えない苦勞を評価する行政システムや社会とならなければならないことを行政の担当者も理解してほしい。

- ・提言には、ダム建設について住民の社会的合意ということ述べているが、説明資料（第1稿）にはこの言葉がない。なぜ欠落したのか教えてほしい。（部会長）

ダムに限らず全てにおいて、住民の合意を得て実施していくことを前提としている。「妥当と判断される場合に実施する」と書いているが、それは住民の社会的合意が得られているかを踏まえて判断することだと認識している。（河川管理者）

一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者2名から発言があった。

- ・5/25の琵琶湖部会一般意見聴取試行の会（若者討論会）で幾つかの提案をした。この意見聴取試行の会の結果やそこでの意見を琵琶湖部会だけでなく他の部会や委員会などでまた議論してほしい。
- ・川に落ちた子どもに、「だから川に近づくなと言ったでしょ」と母親が強く叱るのを目撃した。住民の意見と言うのは本当に難しいので、その本音を聴く仕組みが必要である。住民の意見を聴くのは大切だが、責任のある人が100年の計を考えて決定して欲しい。また、身近な川の水質検査をしたいと思っているが、なかなか方法がない。どこかへ持っていくと調べてくれるといったことで十分なので、そういったきめ細かい対応が欲しい。

親の立場からは危険に近づくなと言いたいが、同じ人が環境保全の委員会では川に近づきましょうと言うかもしれない。一人の人間が多面的な意見を持つということも含めて、住民意見は簡単ではない。（委員）

その他

- ・対話集会を早急に行いたい、重要なキーポイントとなるファシリテーターとして適切な方が思い当たらない。具体的な個人名でなくても構わないので、ご意見を伺いたい。また、テーマについては、『狭窄部開削の当面未着手』、『河川敷におけるグラウンドの問題』、『川上ダム、余野川ダム、大戸川ダム、丹生ダム、天ヶ瀬ダム再開発の調査検討』、『水供給管理から水需要管理への転換』の4つを考えているが、ご意見を伺いたい。（河川管理者）

対話集会の開催場所だが、河川敷以外の3つのテーマに関しては上流のダム建設予定地と下流のダム建設費用を負担する受益者との両方と対話集会をしなければバランスがとれない。

これまで委員会で様々な方に意見聴取してきたが、そのような方々に、どのような方がファシリテーターに適切であるかを訊いてみるのはいかがでしょうか。

その質問に対する反応はこの部会ではなく委員会ですべき。今回はこの部会が終わった後有志の委員に残っていただいて河川管理者と話してはどうか。（部会長）

以上

説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。

なお、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。

最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

第5回住民参加部会の資料より抜粋

住民参加部会のとりまとめ資料より

資料2-1「住民参加部会のこれまでの議論とりまとめ案」をもとに、これまで部会で議論されていなかった、環境、治水、利水、利用、ダム等の各分野についての意見交換が行われました。

以下に、資料より一部を抜粋して掲載いたします

（2）環境分野 その1/2

検討の論点

- ・住民との連携はこれで良いか（モニタリングにおける住民との協働、情報共有のあり方等、行政がもって開示すべき情報（科学的知識や法制的知識）と、住民が知っている情報（経験的知識や生活的恵知）のすりあわせのあり方
- ・自治体、関係機関等との連携はこれで良いか
- ・環境学習の位置付けは（自ら学ぶ環境学習へ向けた教材・素材の開発）

説明資料（第1稿）抜粋

4. 河川整備の方針

4.2.4 水質

河川水質の改善のためには、河川内での浄化対策には限界があり、流域から河川へ流入する汚濁負荷を減少させる対策を強力に進めなければならない。

そのため、生態系から望ましく、安心して水辺で遊べ、水道水源としてより望ましい河川水質等を新たな目標として設定し、監視を強化するとともに、自治体、関係機関、住民と連携して河川への流入総負荷量管理を図るための組織の設立を検討する。水質事故対応のため、即時的な水質監視体制の強化や地域住民による細かな水質モニタリングの支援体制を確立する。

また、琵琶湖、ダム湖、河川の水質保全対策についても、汚濁メカニズムの調査検討を踏まえながら、各種の対策に継続的に取り組む。

さらに、ダム放流水の水温についても、下流への影響を勘案して改善対策を実施する。

なお、下水排水や汚濁流入支川を本川と分離して流す流水保全水路については、既存施設において分離の効果などについて引き続き調査、検討を行う。

5. 具体の整備内容

5.2.4 水質

(1) 下記の事項について、検討・実施する自治体、関係省庁、住民代表から構成される琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）の設立の検討

- 1) 水質の流域内監視体制の整備
- 2) 河川流入総負荷量管理の実施方策
- 3) 積極的な住民参加を促すための取組
- 4) 水質事故の防止・対処の取組の強化

(5) 利用分野 その1/4

検討の論点

- ・住民同士が考え、ルールを決める仕組みづくりとは
- ・住民との連携をどう推進するか
- ・自治体、関係機関等との連携はこれで良いか

説明資料(第1稿)抜粋

4. 河川整備の方針

4.5 利用

4.5.1 水面

水上オートバイ、プレジャーボート等水面利用が多様化することで秩序ある利用が必要とされる箇所については、水面利用協議会等の組織を活用して船舶等が守るべき通航方法及び適用区域を指定し規制することで、水面利用の適正化を図る。

また、河川の水生生物や水鳥に影響を与え利用についても同様の措置を講ずる。瀬田川では、水面利用に伴う施設のあり方について、地元住民や市民組織と調整を図る。

カヌーや手漕ぎボート等の円滑な利用の面から、水辺へのアプローチの困難性や堰等の横断工作物による障害等の改善を図る。

5. 具体の整備内容

5.5 利用

5.5.1 水面

(1) 水面の利用に関しては、秩序ある利用を実現するため、既存の淀川水面利用協議会等の組織を活用して以下の利用ルールの策定及び規制の検討、実施

1) 水上オートバイの利用規制

滋賀県域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」(滋賀県条例第52号)との連携を図り、利用規制を検討し、規制区域を設定

2) 船舶等の通航規制

滋賀県域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」(滋賀県条例第55号)等による航行制限区域の変更を検討しているので、その策定については、河川管理者も積極的に参加

(6) ダム

検討の論点

- ・ダムの計画実施における判断決定の第三者機関の設置の方法
- ・住民との連携のあり方(ダムについて理解を深めるための取り組み、住民団体、地域組織等と情報共有しながらの精査、確認と結果の周知徹底等)
- ・住民同士の連携、対話づくりのあり方

説明資料(第1稿)抜粋

4. 河川整備の方針

4.6.1 ダム計画の方針

治水、利水面からダムの効用は大きい。しかし水没を伴い、河川環境を大きく改変することも事実である。

他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合において、ダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響について、その軽減策も含め、他の河川事業にもまして、より慎重に検討した上で、妥当と判断される場合に実施する。

淀川水系の特性に鑑み、特に以下の事項について留意する。

- ・琵琶湖における急速な水位低下が生態系に及ぼす影響
- ・狭窄部等の開削は当面実施しないことによる狭窄部上流部の当面の浸水被害軽減
- ・近年頻発している湧水に対する安全度の確保
- ・既存ダム群の再編成

5. 具体の整備内容

これまで開催された会議等について

第5回住民参加部会(平成15年5月27日)までに、以下の会議が開催されています。

委員会		琵琶湖部会		淀川部会		猪名川部会	
第1回 第6回	平成13年開催	第1回 第8回	平成13年開催	第1回 第10回	平成13年開催	第1回 第6回	平成13年開催
第7回	H14/2/1(金)	第9回	H14/1/24(木)	第11回	H14/1/26(土) (意見聴取の会含む)	第7回	H14/1/18(金)
第8回	H14/2/21(木)	第10回	H14/2/19(火) (意見聴取の会含む)		第12回	H14/2/5(火)	第8回
第9回	H14/3/30(土) (意見聴取の会含む)	第11回	H14/3/13(水)	第13回	H14/3/14(木)	第9回	H14/2/15(金)
第10回	H14/4/26(金)	第12回	H14/4/7(日)		第14回	H14/4/5(金)	第10回
第11回	H14/5/15(水)	第13回	H14/5/12(日)	第15回	H14/5/27(月)	第11回	H14/6/11(火)
第12回	H14/6/6(木)	第14回	H14/6/4(火) (現地視察)		第16回	H14/6/24(月)	第12回
第13回	H14/7/30(火)	第15回	H14/6/17(月)	第17回	H14/7/31(水)	第13回	H14/8/20(火)
第14回	H14/9/12(木)	第16回	H14/7/4(木)		第18回	H14/9/24(火)	第14回
第15回	H14/12/5(木)	第17回	H14/8/8(木)	第19回	H14/10/29(火)	第15回	H14/10/17(木)
第16回	H15/1/17(金)	第18回	H14/10/3(木)		第20回	H14/12/13(金)	第16回
第17回	H15/1/24(金)	第19回	H14/11/9(土)	第21回	H15/5/19(月)	第17回	H14/12/12(木)
第18回	H15/2/24(月)	第20回	H14/12/14(土)		第22回	H15/5/19(月)	
第19回	H15/3/27(木)	第21回	H15/1/29(水)				
第20回	H15/4/21(月)	第22回	H15/5/19(月)				
第21回	H15/5/19(金)						
環境・利用部会		治水部会		利水部会		住民参加部会	
第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/2/24(月)
第2回	H15/3/27(木)	第2回	H15/3/27(木)	第2回	H15/3/27(木)	第2回	H15/3/27(木)
第3回	H15/4/10(木)	第3回	H15/4/10(木)	第3回	H15/4/14(月)	第3回	H15/4/11(金)
第4回	H15/4/17(木)	第4回	H15/4/14(月)			第4回	H15/4/18(金)
その他	設立会	H13/2/1(木)		シンポジウム		H14/6/23(日)	
	発足会	H13/2/1(木)		拡大委員会		H14/11/13(水)	
	第1回 合同懇談会	H13/2/1(木)		提言説明会		H15/1/18(土)	
	第1回 合同勉強会	H14/4/11(木)					

住民参加部会委員リスト

2003.5.27現在
(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	兼任状況
1	有馬 忠雄	植物	大阪府 自然環境保全指導員	淀川部会 環境・利用部会
2	荻野 芳彦	農業関係(農業水利)	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科 教授	淀川部会 利水部会
3	嘉田 由紀子 (部会長代理)	地域・まちづくり (環境社会学、文化人類学、住民参加論)	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	琵琶湖部会
4	川上 聡	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーク・市民活動)	木津川源流研究所 所長 三重大学人文学部 非常勤講師	淀川部会 環境・利用部会 利水部会
5	小竹 武	地域の特性に詳しい委員	大阪市立十三中学校 校医 小竹医院 院長 淀川ネイチャークラブ 会長	淀川部会
6	田中 真澄	地域の特性に詳しい委員 (自然哲学)	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 市民投票の会 共同代表	淀川部会 環境・利用部会
7	田村 悦一	法律(行政法)	京都橘女子大学文化政策学部 教授	-
8	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員 (幅広い分野の人のネットとコーディネート)	川とまちのフォーラム・京都 世話役	淀川部会
9	寺田 武彦	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会元委員長	淀川部会 利水部会
10	畑 武志	農業関係	神戸大学農学部 教授	猪名川部会
11	藤井 絢子	地域の特性に詳しい委員	滋賀県環境生活協同組合 理事長	琵琶湖部会
12	本多 孝	地域の特性に詳しい委員 (環境教育、人と自然のかかわり)	みのお山自然の会 会長	猪名川部会
13	松本 馨	地域の特性に詳しい委員 (地域自然保護活動、淡水生物調査、 環境(自然保護)教育)	池田・人と自然の会 代表	猪名川部会
14	三田村 緒佐武 (部会長)	環境教育 (水環境教育、生物地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授	琵琶湖部会 環境・利用部会
15	村上 悟	地域の特性に詳しい委員 (鳥類生態、ラムサール条約)	琵琶湖ラムサール研究会 代表	猪名川部会
16	山村 恒年	法律 (行政法・環境法)	弁護士 元神戸大学教授	環境・利用部会
17	米山 俊直	水文化	京都大学 名誉教授 大手前大学 学長	猪名川部会

注:対象分野欄()は委員の専門を示しています。

配布資料リスト

第5回住民参加部会 配布資料

資料リスト		資料請求 No
議事次第		J5-A
資料1	委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）	J5-B
資料2 - 1	住民参加部会のこれまでの議論とりまとめ案（「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」に対する意見・提案）	J5-C
資料2 - 1補足	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」及び具体的な整備内容シート（第1稿）についてのご意見（住民参加部会）	J5-D
資料2 - 2	住民参加に関する委員会・他部会での意見	J5-E
資料2 - 3	淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿） （庶務による住民参加関連箇所へのマーク入り）	J5-F
資料3	5月～7月の委員会、部会、運営会議の日程について	J5-G
参考資料1	委員および一般からのご意見	J5-H
参考資料2	ダムに関する説明（第20、21回委員会）についての委員からの意見	J5-I
共通資料	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」に係る具体的な整備内容シート（第1稿）：河川管理者からの提供資料	J5-J

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.14の「配布資料及び提言の閲覧・入手方法」をご覧ください。



配付資料及び提言の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び提言を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページによる閲覧

配布資料及び提言は、ホームページで公開しております。

郵送

郵送による配布資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。（希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。）ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「提言」の入手

「提言」の冊子を無料で差し上げます。冊子の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「提言希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

頂いた個人情報については、上記資料及び提言の送付のみに使用させていただきます。



ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。

ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、上記までお寄せ下さい。

寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

ご意見を公表する場合には、団体・会社名（または居住地）とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

ホームページ <http://www.yodriver.org>

E-mail k-kim@mri.co.jp

TEL 06-6341-5983

FAX 06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務

(株)三菱総合研究所 関西研究センター内

淀川水系流域委員会

住民参加部会ニュース No.5

2003年9月発行

【編集・発行】 淀川水系流域委員会

【連絡先】 淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....
研究員：新田、柴崎、水嶋

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2 (近鉄堂島ビル7F)

TEL:(06)6341-5983 FAX:(06)6341-5984

E-mail:k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局／淀川河川事務所／琵琶湖河川事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統合管理事務所／猪名川河川事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流河川事務所／水資源開発公団 関西支社／滋賀県 土木交通部河港課／京都府 土木建築部河川課／大阪府 土木部河川室／兵庫県 土木部河川課／奈良県 土木部河川課／三重県 伊賀県民局 等

*ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。

この印刷物は再生紙を使用しています。